

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第3号

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則（平成12年新潟県規則第103号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
機 械 器 具 等	貸付料の額 (1時間につき)	機 械 器 具 等	貸付料の額 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具 (1)～(13) (略)	(略)	1 製造機器及び製造器具 (1)～(13) (略)	(略)
(14) 高温高圧調理殺菌装置	<u>1,490円</u>	(14) 高温高圧調理殺菌装置	<u>390円</u>
(15)～(38) (略)	(略)	(15)～(38) (略)	(略)
<u>(39) 蒸気処理装置</u>	<u>250円</u>		
<u>(40) 湿熱殺菌処理装置</u>	<u>720円</u>		
2 分析機器及び分析器具 (1)～(8) (略)	(略)	2 分析機器及び分析器具 (1)～(8) (略)	(略)
(9) 削除	(略)	(9) <u>ハンディ型分光測色計</u>	<u>270円</u>
(10)～(16) (略)	(略)	(10)～(16) (略)	(略)
<u>(17) 分光測色計</u>	<u>300円</u>		
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。